

七ヶ浜町農業委員会の委員（農業委員）の候補者 公募・推薦 案内

七ヶ浜町農業委員会の「農業委員」が、令和6年1月28日に任期満了となるため、次のとおり農業委員の候補者を募集します。

1 募集人数及び任期等について

(1) 募集人数 **農業委員 13名**※

※1 定数は、町長が任命する農業委員の人数となります。

※2 法令により、認定農業者等が農業委員の一定割合を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

(2) 任 期 **令和6年1月29日から令和9年1月28日まで（3年間）**

(3) 身分及び報酬

七ヶ浜町特別職の非常勤職員となり、条例に基づき報酬が支給されます。

2 主な職務内容

(1) 農地法等の法令によりその権限に属された事項

- ・ 農地法に基づく権利移動の許認可及び農地転用に対する許認可や受理の決定
- ・ 法令に基づく農用地の利用調整
- ・ 農業者年金業務 など

(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

- ・ 担い手への農地の集積・集約化の推進
- ・ 遊休農地の発生防止・解消
- ・ 新規参入の促進

(3) その他

農業一般に関する調査、情報提供、全国農業新聞の普及拡大 など

3 推薦及び応募の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかにも該当する者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町の職員でない者
- (3) 七ヶ浜町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと及び同条例に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

※次に該当する者は除きます。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦及び応募の方法

所定の届出書に必要な事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募する者の住民票(発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの)を添付して、持参又は郵送により、七ヶ浜町産業課（農業委員会担当）まで提出してください。

(1) 届出書様式

- 農業者が推薦する場合（一般推薦） ⇒ 【様式第1号】
- 農業者が組織する団体その他の関係者が推薦する場合（団体推薦）
⇒ 【様式第2号】
- 自ら応募する場合（一般募集） ⇒ 【様式第3号】

(2) 応募期間 令和5年7月4日(火)から7月31日(月)まで【必着】

※窓口受付時間：8時45分から17時00分まで（土日祝を除く）

※届出状況等により、受付期間を延長する場合があります。

受付期間を延長した場合は、町ウェブサイトにてお知らせします。

(3) 募集案内及び届出書の入手方法

募集案内及び各届出書は、町ウェブサイトからダウンロードできるほか、庁舎2階産業課（農業委員会担当）の窓口にも備え付けています。

5 届出者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に届出者等に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人、団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

6 選考方法

七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）において、書類審査及び必要に応じて面接審査を実施します。

町長は、評価委員会の評価結果の報告を受けて、農業委員候補者を決定し、七ヶ浜町議会の同意を得たうえで、農業委員として任命します。

なお、面接審査を行う場合には、募集期間終了後、被推薦者及び応募者にお知らせいたします。

7 注意事項

- (1) 提出された届出書等は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 届出書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じ関係機関あて調査を行います。

8 届出書の提出先及び問合せ先

〒985-8577

七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1

七ヶ浜町産業課（農業委員会担当）【庁舎2階】

電話 022-357-7444（直通）

町ウェブサイト <https://www.shichigahama.com>